

## 登録電気工事業者登録申請について

電気工事業を営もうとする方であって、岡山県内に営業所を設置しようとする(工事をする場所ではありません)方は、自家用電気工作物に係る工事のみを業として営む場合を除き、あらかじめ「電気工事業者」として県への登録を申請する必要があります。

登録の有効期間は5年間となっています。期間満了後も引き続き電気工事業を営む場合は、期間満了の1カ月前を目処に更新申請を行ってください。

### 1 必要な書類等

#### (1) 登録電気工事業者登録申請書

- ・電話番号は、携帯電話など日中に連絡が取りやすい番号も追記してください。
- ・鉛筆、消えるボールペン等による記入は不可。

#### (2) 手数料 岡山県納付済証 22,000円分(申請書に貼付)

- ・手数料は、県庁地下1階の物資部、各県出先事務所(県民局、県保健所、地域事務所)に設置しているPOSレジでお支払いいただけます。手数料支払い時に交付される納付済証シールを申請書の指定欄に貼付してください。

#### (3) 誓約書(申請者、主任電気工事士)

- ・誓約書のうち、主任電気工事士用の誓約書については、申請者自身(個人事業主の場合は申請者本人、法人の場合は役員)が主任電気工事士である場合は、提出は不要です。

#### (4) 雇用証明書(主任電気工事士を雇用している場合「代表者以外必要」)

#### (5) 主任電気工事士の実務経験を証する書面

- ・主任電気工事士が第2種電気工事士の場合、3年以上電気工事に従事していたことを証明する書面が必要です。なお、そのことが確認できる公的書類等を求める場合がありますので留意してください。

##### 【公的書類の例】

- ①健康保険証の写し
- ②当該年度の給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税通知書(特別徴収義務者用)の写し
- ③企業年金記録の写し
- ④雇用保険徴収の写し
- ⑤登録簿等の謄本 等

#### (6) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し

- ・主任電気工事士が第1種電気工事士である場合には、講習記録面の写しも必要となります。

#### (7) 営業所位置図

#### (8) 備付器具調書

- ・自家用電気工作物に係る工事を営む場合は、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置が必要です。(一般用電気工作物等に係る工事のみを業として行う場合、これらの器具は備付不要です。)
- ・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により、必要ときに準備できる場合は、備え付けているものとみなします。(ただし、借用契約を締結した業者名を調書の( )枠内に記載してください。)

#### (9) 登記事項証明書(法人の場合)(発行から3カ月以内の原本)

### 2 提出・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する際は、簡易書留にするなど、郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表に「登録電気工事業者登録申請書」と朱書きし、裏には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

<送付・持参先> 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県消防保安課 保安班

<問い合わせ先> TEL (086)226-7296 (保安班直通)

受付時間…8:30~17:00(土・日・祝日は受付していません)

# 岡山県手数料等（POS）納付連絡票

コード	290000000136
-----	--------------

※この納付連絡票は令和8年4月1日から使用可能です。

手続名称	電気工事業者登録
------	----------

略称	電気工事業者登録
----	----------

単価	22,000
----	--------

数量	
----	--

金額	
----	--



確認欄	
-----	--

## ■手数料等の納付の流れ

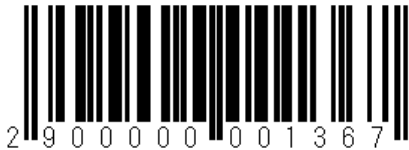
- ①この用紙は、申請等の内容に合わせた手数料等を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付設した「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」です。
- ②本連絡票を収納専用窓口にご持参の上、手数料等を納付いただきますようお願いいたします。
- ③収納専用窓口で手数料等を納付されましたら、**納付済証（シールラベル）を受け取り、申請書等に貼付**の上、申請書類を担当課へご提出いただきますようお願いいたします。

## ■収納専用窓口（POSレジ設置場所）

本庁	地下1階（物資部）	岡山市北区内山下2-4-6
備前県民局	本館3階（岡山地区猟友会）	岡山市北区弓之町6-1
備前保健所	1階（おかやま食品衛生協会）	岡山市中区古京町1-1-17
東備地域事務所	本館1階（備前保健所東備支所内・東備食品衛生協会） 本館2階（地域総務課）	和気郡和気町和気487-2
備中県民局	本館1階（倉敷地区猟友会）	倉敷市羽島1083
備中保健所	1階（備南食品衛生協会）	
井笠地域事務所	別館2階（備中保健所井笠支所内・井笠食品衛生協会） 第1庁舎2階（地域総務課）	笠岡市六番町2-5
高梁地域事務所	本館1階（備北保健所内・備北食品衛生協会） 本館2階（地域総務課）	高梁市落合町近似286-1
新見地域事務所	1階（備北保健所新見支所内・備北食品衛生協会） 2階（地域総務課）	新見市高尾2400
美作県民局	本館2階（総務課）	津山市山下53
美作保健所	1階（津山食品衛生協会）	津山市椿高下114
真庭地域事務所	本館1階（真庭保健所内・真庭食品衛生協会） 本館2階（地域総務課）	真庭市勝山591
勝英地域事務所	1階（美作保健所勝英支所内・勝英食品衛生協会） 2階（地域総務課）	美作市入田291-2

[登録電気工事業者登録申請書]

様式第1(第2条)

納付済証貼付欄	受付欄
 <p>左のバーコードをPOSレジで読み込み、手数料支払い後に発行される「納付済証シール」を貼付してください。</p> <p><b>[手数料の額 22,000円]</b></p>	

# 登録電気工事業者登録申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

〒 ( )

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電 話 番 号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

## 1. 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種電気工事士 岡山県第 号 ( 県)

## 2. 法人にあつては、その役員の氏名

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。

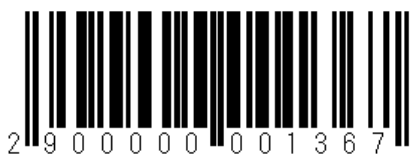
3 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあつては※印を付すること。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

# 記載例

[登録電気工事業者登録申請書]

様式第1(第2条)

納付済証貼付欄	受付欄
 <p>2 9 0 0 0 0 0 0 0 0 1 3 6 7</p> <p>[手数料の額 22,000円]</p> <p>左のバーコードをPOSレジで読み込み、手数料支払い後に発行される「納付済証シール」を貼付してください。</p>	

## 登録電気工事業者登録申請書

令和 6 年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

〒(700-8570)

住 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号

氏名又は名称 (株)岡山県電気工事

法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎

電話番号 086-226-7296

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第1項の同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1つの営業所につき1名必要です。  
他の営業所との兼務は認められません。

### 1. 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
備前営業所	岡山市北区 弓之町6-1	一般用電気工作物等 自家用電気工作物	倉敷 次郎	第2種電気工事士 岡山県第XXXX号 ( 県)

### 2. 法人にあつては、その役員の氏名

代表取締役 岡山 太郎、取締役 備中 三郎

岡山県以外で免状を発行した場合に記載してください。

自家用電気工作物については主任電気工事士が次の①若しくは②の免状を所持している場合のみ扱えます。

①第一種電気工事士免状

②第二種電気工事士免状及び認定電気工事従事者認定証

ただし、②の場合に扱える自家用電気工作物は、600V以下で使用する低圧のものに限ります。

(備考) 1 この用紙

2 電気工事

3 主任電気工事士の氏名の欄には、その名が法第19条第2項に該当する場合にあつては※印を付すること。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名  
電 話 番 号

私（当社及び当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

## 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
- 第5号 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

## 誓 約 書

令和 6 年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

住 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
氏名又は名称 (株)岡山県電気工事  
法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎  
電 話 番 号 086-226-7296

私（当社及び当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

### 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
- 第5号 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

# 誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名  
電 話 番 号

下記営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

## 記

営 業 所 の 名 称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号
		第 種電気工事士 岡山県第 号 ( 県)

### 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

誓 約 書

主任電気工事士が個人の場合は本人以外の場合、法人の場合は代表者と異なる場合に作成してください。

令和 6 年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

住 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号

氏名又は名称 (株)岡山県電気工事

法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎

電 話 番 号 086-226-7296

下記営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号
備前営業所	倉敷 次郎	第 2 種 電 気 工 事 士 岡山県第 XXXXX 号 ( 県 )

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第3号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

[主任電気工事士雇用証明書]

# 雇 用 証 明 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名  
電 話 番 号

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日 満 才
雇 用 年 月 日	年 月 日

記載例

雇 用 証 明 書

令和 6 年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

住 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
氏名又は名称 (株)岡山県電気工事  
法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎  
電 話 番 号 086-226-7296

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	倉敷 次郎
住 所	倉敷市羽島1083
生 年 月 日 ・ 年 齢	昭和 50 年 3 月 1 日 満 00 才
雇 用 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日

# 主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

証明者 住 所  
氏名又は名称 印  
法人にあつては代表者の氏名  
電 話 番 号

## 記

電 気 工 事 士	1 電 気 工 事 士 の 氏 名		
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日	才
	現 住 所	〒	
	電気工事士免状の交付年月日	年 月 日	
	免 状 交 付 番 号	岡山県第 号 ( 県)	
2 電気工事に従事した職歴			
所 属 名	期 間	業 務 の 内 容	
	年 月 日 ~ 年 月 日		
3 証明者の事業内容			

(記載注意)

- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というように具体的に記入すること。
- 業務の内容は、〇〇施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。  
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

# 主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

証明者は登録又は届出電気工事業者です。  
個人は屋号ではなく、個人名を記載してください。

令和 6 年 4 月 1 日

岡山県知事 殿

証明者 住 所 津山市山下53  
氏名又は名称 (株)美作県民局 印  
法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 鏡野 一郎  
電 話 番 号 0868-11-1111

個人は本人の認印、法人は代表者印の押印をお願いします。

電 気 工 事 士	1 電気工事士の氏名	倉敷 次郎	
	生 年 月 日 ・ 年 齢	昭和 50 年 3 月 1 日 00 才	
	現 住 所	〒710-0043 倉敷市羽島1083	
	電気工事士免状の交付年月日	平成 25 年 4 月 1 日	
	免 状 交 付 番 号	岡山県第 XXXX 号	
2 電気工事に従事した職歴	第二種電気工事士免状の交付年月日以降、3年以上の実務経験期間が必要です。		
	所 属 名	期 間	業 務 の 内 容
	(株)美作県民局	平成20年4月1日 ~ 平成30年3月31日	〇〇工事 (〇〇取付工事、〇〇取付工事等)
	部署名がある場合は、勤務先部署名も記載してください。		左記の期間中における業務の具体的な内容を記載してください。
3 証明者の事業内容	電気工事業		

(記載注意)

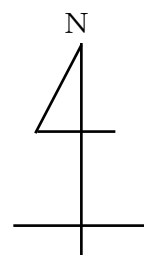
- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というように具体的に記入すること。
  - 業務の内容は、〇〇施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
- なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。



[ 営業所位置図 ]

## 営業所位置図

最寄りの駅から営業所までの道順

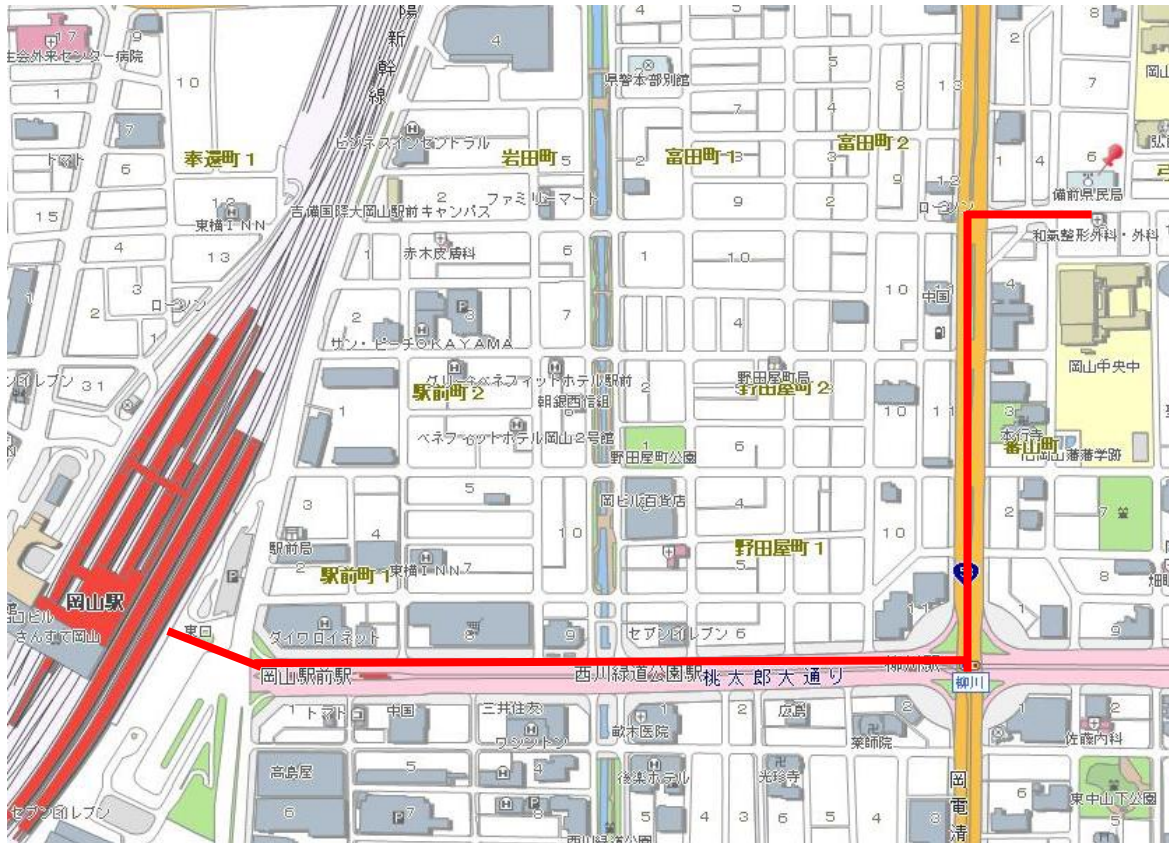
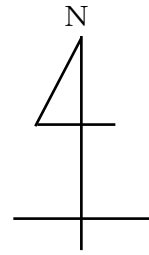


(注意)

線 駅下車、 行バスを利用し、  
停留所で下車、 方面に向かって徒歩 分で  
上記営業所に到着する。

# 営業所位置図

最寄りの駅から営業所までの道順



(注意)

山陽本線 岡山 駅下車、  
停留所で下車、  
上記営業所に到着する。

行バスを利用し、  
北東 方面に向かって徒歩 20 分で

# 備 付 器 具 調 書

氏 名 又 は 名 称 : \_\_\_\_\_

		器 具 名	製 造 年	製 造 番 号	台 数	製 造 業 者 名	
一 般 用 電 気 工 作 物 等 の 電 気 工 事	自 家 用 電 気 工 作 物 の 電 気 工 事	絶 縁 抵 抗 計					
		接 地 抵 抗 計					
		回 路 計 で あ っ て 抵 抗 及 び 交 流 電 圧 を 測 定 で き る 器 具					
		低 圧 検 電 器					
		高 圧 検 電 器					
		※ 継 電 器 試 験 装 置	(				)
		※ 絶 縁 耐 力 試 験 装 置	(				)
		計					台

※印の継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、所有していなくても必要な時に他業者等から借り受けることができるようにすることで備付とみなします。この場合には、( ) 内に借入先を明記してください。

## 備 付 器 具 調 書

氏 名 又 は 名 称 : (株)岡山県電気工事

		器 具 名	製 造 年	製 造 番 号	台 数	製 造 業 者 名
一 般 用 電 気 工 作 物 等 の 電 気 工 事	自 家 用 電 気 工 作 物 の 電 気 工 事	絶 縁 抵 抗 計	2018年	12345	1	(有)オカヤマケン
		接 地 抵 抗 計	2018年	12345	1	(有)オカヤマケン
回 路 計 であって 抵 抗 及 び 交 流 電 圧 を 測 定 可 能 な 器 具		2020年	12345	1	(有)オカヤマケン	
		低 圧 検 電 器	2020年	12345	1	(有)オカヤマケン
		高 圧 検 電 器	2020年	12345	1	(有)オカヤマケン
		※ 継 電 器 試 験 装 置	自家用電気工作物も取り扱う場合は、低圧検電器、高圧検電器、 継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置が必要です。 ( 岡山県電気工事社(株) )			
		※ 絶 縁 耐 力 試 験 装 置	( 岡山県電気工事社(株) )			
		計	5 台			

借り受ける機器以外の機器の合計を記載してください。

※印の継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、所有していなくても必要な時に他業者等から借り受けることができるようにすることで備付とみなします。この場合には、( ) 内に借入先を明記してください。